官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○国家公務員宿舎法施行規則の一部を改正する省令（財務八）　一
〔告　示〕
○放送法施行規則第百六十一条第五項において準用する同条第一項の規定により指定再放送事業者の指定の変更を行った件（総務七九）　三
○放送法施行規則第百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失った件（同八〇）　八
○使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示（厚生労働五八）　一〇
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（同五九）
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同六〇）　一二
○厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示（同六一）　一三
○船舶気象通報規程等の一部を改正する告示（海上保安庁七）　一六
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　一九
裁判所
破産、免責、再生関係　二三
特殊法人等
公認会計士等の登録及び登録抹消関係　二五
地方公共団体
解散命令関係　二五
会社その他
会社決算公告　二七

省令

○財務省令第八号

国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）第二十二条並びに国家公務員宿舎法施行令（昭和三十三年政令第三百四十一号）第六条第四項及び第十三条第二項の規定に基づき、国家公務員宿舎法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月十八日

財務大臣　加藤　勝信

国家公務員宿舎法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員宿舎法施行規則（昭和三十四年大蔵省令第十号。以下「規則」という。）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（宿舎の構造及び規格） **第六条**　［略］ 2　宿舎の規格は、次の表のとおりとする。ただし、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号。以下この項及び第一号様式において「寒冷地手当法」という。）第一条第一号に規定する地域及び同条第二号に規定する内閣総理大臣が定める官署、同法第五条において読み替えて準用する同法第一条第二号に規定する防衛大臣が定める官署又は裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において読み替えて準用する寒冷地手当法第一条第二号に規定する最高裁判所が定める官署からおおむね一キロメートル以内の区域（当該区域の全部又は一部が含まれる市町村内の町若しくは字の区域又はこれに相当する区域を含む。）における宿舎については、次の表の上欄に掲げる延べ面積（令第十三条第一項に規定する延べ面積をいう。以下同じ。）に七平方メートルを加算するものとする。	（宿舎の構造及び規格） **第六条**　［同上］ 2　宿舎の規格は、次の表のとおりとする。ただし、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条第一号に規定する地域及び同条第二号に規定する区域における宿舎については、次の表の上欄に掲げる延べ面積（令第十三条第一項に規定する延べ面積をいう。以下同じ。）に七平方メートルを加算するものとする。
［表　略］	［表　同上］
3　［略］	3　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	